

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の運営基準等の概略

■定義及び基本方針

<p>ユニット型地域密着型 介護老人福祉施設</p>	<p>「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設」とは施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。</p> <p>【基本方針】</p> <p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p>
--------------------------------	---

■人員基準

<p>管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従 1 人 管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事可
<p>医師</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
<p>生活相談員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤 1 人以上
<p>介護職員又は看護師若しくは准看護師（看護職員という）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 人以上とすること。 ・介護職員のうち、1 人以上は、常勤の者でなければならない。 ・看護職員の数は、1 人以上とすること。また 1 人以上は、常勤の者でなければならない。
<p>栄養士又は管理栄養士</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 人以上
<p>機能訓練指導員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 人以上 ・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であること。） ・入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
<p>介護支援専門員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従で 1 人以上（増員については非常勤でも可） ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

■設備基準

居室	<p>(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</p> <p>(ウ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とする。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする。</p> <p>(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p>
共同生活室	<p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p>
洗面設備	<p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>
便所	<p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>
浴室	<p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p>
医務室	<p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p>
廊下幅	<p>1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p>
	<p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p>

■運営基準

<p>運営規程</p>	<p>事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(ア) 事業の目的及び運営の方針 (イ) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (ウ) 入居定員 (エ) ユニットの数及びユニットごとの入居定員 (オ) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (カ) 施設の利用に当たっての留意事項 (キ) 緊急時等における対応方法 (ク) 非常災害対策 (ケ) 虐待の防止のための措置に関する事項 (コ) その他施設の運営に関する重要事項</p>
<p>勤務体制の確保等</p>	<p>事業者は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>ア 従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(ア) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (イ) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (ウ) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>イ 事業者は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない</p> <p>ウ 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症</p>

	<p>介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>エ 事業者の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</p> <p>オ 事業者は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>地域との連携等</p>	<p>事業者は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員(当該事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員)又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。) (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>ア 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>イ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>

上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料等の受領 ・ 取扱方針 ・ 介護 ・ 食事 ・ 社会生活上の便宜の提供等 ・ 定員の遵守 ・ 内容及び手続の説明及び同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 受給資格等の確認 ・ 要介護認定の申請に係る援助 ・ 保険給付の請求のための証明書の交付 ・ 利用者に関する町への通知 ・ 掲示 ・ 広告 ・ 苦情処理 ・ 事故発生時の対応 ・ 会計の区分 ・ 管理者の責務 ・ 非常災害対 ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 ・ サービス提供困難時の対応 ・ 入退所 ・ サービスの提供の記録 ・ サービス計画の作成 ・ 相談及び援助 ・ 機能訓練 ・ 栄養管理 ・ 口腔衛生の管理 ・ 健康管理 ・ 入所者の入院期間中の取扱い ・ 衛生管理等 ・ 協力医療機関等 ・ 秘密保持等 ・ 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 ・ 事故発生の防止及び発生時の対応 ・ 記録の整備
------	---